

# 兵庫県公報

令和4年12月23日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 規 則

- |   |   |
|---|---|
| ○ 単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課）……                             | 1 |
| ○ 単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（同）…… | 7 |

## 公布された法令のあらまし

- ◎単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（規則第47号）  
単純な労務に雇用される一般職に属する職員について、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年兵庫県条例第46号）と同様の措置を講ずることとした。
- ◎単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（規則第48号）
- 1 国及び他の地方公共団体の単純な労務に雇用される職員（以下「職員」という。）の給与との均衡を考慮し、職員の給料表を改定する等所要の整備を行うこととした。
  - 2 職員の定年等に関する条例の一部改正により、職員の定年が段階的に引き上げられるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の任用及び暫定再任用職員の任用の制度が創設されること等に伴い、職員の給与その他の勤務条件について所要の整備を行うこととした。

## 規 則

単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年12月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第47号

#### 単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第9条の2関係）

技能労務職給料表

第1

職員の区分	号給	給料月額
	1	—
	2	—
	3	—
	4	—
	5	—
	6	—
	7	—
	8	—
	9	136,200
	10	137,100
	11	138,100
	12	139,000
	13	140,000
	14	141,000
	15	142,000
	16	143,000
	17	143,800
	18	144,800
	19	145,800
	20	146,900
	21	147,700
	22	148,700
	23	149,800
	24	150,800
	25	151,900
	26	153,300
	27	154,500
	28	155,700
	29	156,800
	30	158,000
	31	159,200
	32	160,400
	33	161,500
	34	163,000
	35	164,500
	36	166,000
	37	167,400
	38	168,800
	39	170,300
	40	171,800
	41	173,100
	42	174,800
	43	176,500
	44	178,200
	45	179,900
	46	181,300
	47	183,000
	48	184,500
	49	187,400
	50	188,700
	51	190,100
	52	191,300
	53	192,300
	54	193,800
	55	195,200
	56	196,500
	57	197,900
	58	198,900
	59	200,200
	60	201,200

再任用職員 以外の職員	61	202,400
	62	203,500
	63	204,600
	64	205,700
	65	206,600
	66	207,700
	67	208,700
	68	209,700
	69	213,600
	70	215,000
	71	216,400
	72	217,800
	73	219,100
	74	220,700
	75	222,300
	76	223,700
	77	224,900
	78	226,400
	79	227,900
	80	229,200
81	230,000	
82	230,700	
83	231,600	
84	232,600	
85	233,200	
86	234,700	
87	236,000	
88	237,000	
89	238,300	
90	240,800	
91	242,800	
92	245,200	
93	254,100	
94	255,300	
95	256,300	
96	257,400	
97	258,300	
98	259,300	
99	260,400	
100	261,300	
101	262,200	
102	262,900	
103	263,800	
104	264,700	
105	265,700	
106	266,700	
107	267,600	
108	268,500	
109	269,400	
110	270,500	
111	271,500	
112	272,300	
113	273,200	
114	274,100	
115	275,100	
116	275,900	
117	276,500	
118	277,300	
119	278,200	
120	279,100	

	121	280,000
	122	281,100
	123	282,100
	124	283,100
	125	283,800
	126	284,700
	127	285,600
	128	286,700
	129	287,300
	130	288,200
	131	289,100
	132	290,000
	133	290,600
	134	291,600
	135	292,600
	136	293,500
	137	294,200
	138	295,100
	139	296,000
	140	296,900
	141	297,600
	142	298,200
	143	298,900
	144	299,700
	145	300,300
	146	301,100
	147	301,800
	148	302,500
	149	303,200
	150	303,900
	151	304,700
	152	305,400
	153	306,000
	154	306,700
	155	307,400
	156	308,100
	157	308,600
	158	309,100
	159	309,700
	160	310,300
	161	310,900
	162	311,300
	163	311,800
	164	312,300
	165	312,600
	166	313,100
	167	313,600
	168	314,000
	169	314,200
	170	314,500
	171	314,800
	172	315,100
	173	315,400
	174	315,700
	175	316,000
	176	316,300
	177	316,500
再任用職員		244,000

第2

職員の区分	号給	給料月額
		円
	201	266,400
	202	268,300
	203	270,100
	204	271,900
	205	273,700
	206	275,600
	207	277,400
	208	279,200
	209	281,000
	210	282,900
	211	284,500
	212	286,200
	213	287,900
	214	289,400
	215	290,600
	216	291,800
	217	293,300
	218	295,100
	219	296,800
	220	298,600
	221	300,000
	222	301,700
	223	303,300
	224	304,800
	225	306,300
	226	307,900
	227	309,500
	228	311,200
	229	312,200
	230	313,600
	231	315,000
	232	316,500
	233	317,600
	234	319,100
	235	320,500
	236	321,900
	237	323,500
	238	324,700
	239	326,000
	240	327,200
	241	328,300
	242	329,200
	243	330,300
	244	331,400
	245	332,500
	246	333,600
	247	334,600
	248	335,600
	249	336,600
	250	337,600
	251	338,600
	252	339,600
	253	340,500
	254	341,500
	255	342,500
	256	343,500
	257	344,400
	258	345,300
	259	346,200
	260	347,000

	261	347,800
	262	348,600
	263	349,400
	264	350,100
	265	350,800
	266	352,400
	267	353,800
	268	355,200
	269	356,500
	270	357,000
	271	357,500
	272	358,000
	273	358,400
	274	358,900
	275	359,400
	276	359,900
再任用職員 以外の職員	277	360,300
	278	360,800
	279	361,300
	280	361,800
	281	362,200
	282	362,700
	283	363,200
	284	363,700
	285	364,100
	286	364,600
	287	365,100
	288	365,600
	289	366,000
	290	366,500
	291	367,000
	292	367,500
	293	367,900
	294	368,400
	295	368,900
	296	369,400
	297	369,800
	298	370,300
	299	370,800
	300	371,300
	301	371,700
	302	372,200
	303	372,700
	304	373,200
	305	373,600
	306	374,100
	307	374,600
	308	375,100
	309	375,500
	再任用職員	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、令和4年4月1日から適用する。  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における第2号会計年度任用職員の給料月額)
- 3 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における改正後の規則第3条第3項第1号に規定する第2号会計年度任用職員の給料月額については、改正後の規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
(経過措置)
- 4 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。



単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第48号

**単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則**

(単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正)

第1条 単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第3項第1号中「次条第1項及び第4項において」を「以下」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(職務の級の基準)

第3条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを技能労務職給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表（別表第2）に定めるとおりとする。ただし、これにより難しい場合においては、知事が別に定めることができる。

第5条を削る。

第4条第1項中「(第9条の2第1項において「給料表」という。)」を削り、「初任給基準表（別表第2）に定める基準に従い決定する」を「1級17号給とする」に改め、同条第2項中「前項の者のうち新たに特1種職員又は1種職員となった」を「前項に規定する」に改め、同条第3項中「次条及び第15条において」を「以下」に改め、同条第4項中「28号給」を「1級17号給」に、「28に」を「17に」に、「34」を「23」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(職務の級の定数及び職務の級の決定)

第4条 知事は、前条の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内において職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内において知事が別に定める資格の基準に従い決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、第2号会計年度任用職員の職務の級は、1級とする。

第6条及び第7条を次のように改める。

(昇格又は降格の場合の職務の級)

第6条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を上位の職務の級に決定するものとする。

2 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

(昇格又は降格の場合の号給)

第7条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表(別表第5)の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を昇格させた場合において、前項の規定により決定されるその者の号給が新たに職員となったものとしたときに初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

3 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前2項の規定にかかわらず、知事が別に定める号給とする。

4 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格時号給対応表(別表第6)の降格後の号給欄に定める号給とする。

5 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

6 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合においては、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、その者の号給を決定することができる。

第8条第1項中「、同条第4項中「その属する職務の級」とあるのは「単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則(昭和35年兵庫県規則第16号)別表第1に規定する技能労務職給料表」と」を削る。

第9条の見出し中「初任給等」を「新たに職員となった者の職務の級及び号給」に改め、同条第1項中「号給」を「職務の級及び号給」に、「第4条」を「第4条第2項若しくは第5条」に、「同条」を「これら」に改め、同条第2項を削る。

第9条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号。以下「定年条例」という。)第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額、技能労務職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、第4条第2項又は前条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額、勤務時間規則第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第9条の2第2項を削る。

第9条の3第1項中「第4条第1項(第5条において準用する場合を含む。)、第4条第2項及び第3項、第5条において準用する給与規則第15条第2項並びに」を「第5条第1項から第3項まで及び」に改める。

第10条第1項中「昭和37年兵庫県条例第50号」の右に「第5条の2中「職員の給与等に関する条例附則第7条第1項」とあるのは「単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則(昭和35年兵庫県規則第16号)附則第4項」と、「人事委員会規則で」とあるのは「知事が」と、同条例を加え、「同条例第7条の3第4項」を「同条第4項」に、「読み替える」を「、同条例附則第10条中「する条例」とあるのは「する規則」と、「当該条例」とあるのは「当該規則」と、同条例附則第13条中「60歳」とあるのは「60歳(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年兵庫県条例第39号)第1条の規定による改正前の定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳。以下同じ。)」と、同条例附則第16条中「職員の給与等に関する条例附則第7条第1項」とあるのは「単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則附則第4項」と、同条例附則第18条中「、65歳」とあるのは「65歳、同条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては63歳」と読み替える」に改める。

第17条第1項中「、給与の減額について」を「職員の給与の減額について、給与条例第6条の2の規定は職員(会計年度任用職員を除く。)の給料の不支給について、それぞれ」に改める。

第20条中「第3条第3項」を「第2条第3項」に改める。

附則第2項中「。以下「旧規則」という。」を削る。

附則第3項中「第3条」を「第2条」に改める。

附則第4項から第6項までを次のように改める。



(給料月額の特例)

4 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年兵庫県条例第39号）第1条の規定による改正前の定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員として知事が別に定める職員にあつては、63歳）に達した日後における最初の4月1日以後、技能労務職給料表の給料月額のうち、第4条第2項又は第9条の規定により当該職員の属する職務の級及び第5条から第9条までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

5 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(補則)

6 前2項に定めるもののほか、附則第4項の規定による給料月額その他前2項の規定の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則第7項から第11項までを削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条、第9条の2関係）

技能労務職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
	41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
	44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
	45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
	46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
	47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
	48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
	49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
	50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
	51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
	52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
	53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
	54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
	55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
	56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
	57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
	58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
	59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
	60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100

	61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
	62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
	63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
	64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
	65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
	66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
	67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
	68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	215,800	253,100	282,500	311,300	358,900
	71	216,100	253,500	283,300	311,800	359,400
	72	216,400	253,900	284,000	312,300	359,900
	73	216,600	254,100	284,800	312,600	360,300
	74	217,000	254,500	285,500	313,100	360,800
	75	217,400	255,000	286,300	313,600	361,300
	76	218,000	255,500	287,100	314,000	361,800
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	77	218,200	255,800	287,700	314,200	
	78	218,700	256,200	288,200	314,500	
	79	219,100	256,700	288,700	314,800	
	80	219,500	257,200	289,100	315,100	
	81	220,000	257,500	289,500	315,400	
	82	220,300	257,800	289,900	315,700	
	83	220,600	258,100	290,400	316,000	
	84	221,000	258,400	290,900	316,300	
	85	221,500	258,600	291,300	316,500	
	86	221,900	258,800	291,900	316,900	
	87	222,300	259,100	292,500	317,200	
	88	223,000	259,400	293,100	317,400	
	89	223,400	259,600	293,400	317,600	
	90	223,900	259,800	293,900	317,900	
	91	224,400	260,200	294,400	318,200	
	92	224,800	260,400	294,800	318,500	
	93	225,100	260,700	295,200	318,700	
	94	225,500	261,100	295,700	319,000	
	95	225,900	261,400	296,200	319,300	
	96	226,200	261,700	296,700	319,500	
	97	226,500	261,900	297,000	319,700	
	98	226,900	262,200	297,400	320,000	
	99	227,300	262,400	297,900	320,300	
	100	227,700	262,700	298,400	320,500	
	101	228,100	263,000	298,800	320,700	
	102	228,500	263,200	299,200		
	103	228,900	263,500	299,500		
	104	229,300	263,800	299,800		
	105	229,700	264,000	300,100		
	106	230,200	264,200	300,500		
	107	230,500	264,500	300,900		
	108	230,900	264,700	301,300		
	109	231,100	265,000	301,600		
	110	231,500	265,300	302,000		
	111	232,000	265,600	302,400		
	112	232,400	265,800	302,700		
	113	232,600	266,000	302,900		
	114	233,100	266,300	303,200		
	115	233,600	266,500	303,500		
	116	234,100	266,700	303,700		
	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		

	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第2（第3条関係）

級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	(1) 副車庫長、副電話室長又は副保安室長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が(1)と同程度と知事が認める職務
5級	(1) 車庫長、電話室長、調理長又は保安室長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が(1)と同程度と知事が認める職務

別表第3中「第4条」を「第5条」に改め、同表備考1を次のように改める。

1 この表の換算率により難しい場合には、別に定める換算率によることができる。

別表第3備考2中「初任給基準表を適用したときに基準にした」を「別に定める」に改める。

別表第4中「第4条」を「第5条」に改める。

別表第4の次に次の2表を加える。

別表第5（第7条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	21	2	13
31	1	22	3	14
32	1	22	4	14
33	1	23	5	15
34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26

54	18	41	26	26
55	19	42	27	27
56	20	42	28	27
57	21	43	29	27
58	22	43	30	28
59	23	44	31	28
60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	50	38	31
67	31	51	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	53	43	33
72	36	54	44	34
73	37	54	45	34
74	38	54	46	34
75	39	55	47	35
76	40	55	48	35
77	41	55	49	35
78	42	56	50	36
79	43	56	51	36
80	44	56	52	36
81	45	57	53	37
82	45	57	54	37
83	46	58	55	37
84	46	58	56	37
85	47	59	57	37
86	47	59	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38
89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	38
94	51	62	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	65	69	
106	56	66	70	
107	56	66	71	
108	57	66	72	
109	57	66	73	
110	57	66	73	

111	57	67	74	
112	57	67	74	
113	58	67	75	
114	58	67	75	
115	58	67	76	
116	58	68	76	
117	58	68	76	
118	59	68	76	
119	59	68	76	
120	59	68	76	
121	59	68	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		69	76	
125		69	76	
126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第6（第7条関係）

降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	30	49	45
22	58	32	50	46

23	59	34	51	47
24	60	36	52	48
25	61	37	53	51
26	62	38	54	54
27	63	39	55	57
28	64	40	56	60
29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	68
32	68	44	60	71
33	69	45	61	74
34	70	46	62	77
35	71	47	63	80
36	72	48	64	87
37	73	49	65	94
38	74	50	66	101
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	54	69	101
42	78	56	70	101
43	79	58	71	101
44	80	60	72	101
45	82	61	73	101
46	84	62	74	101
47	86	63	75	101
48	88	64	76	101
49	90	65	77	101
50	92	66	78	101
51	94	67	79	101
52	96	68	80	101
53	98	71	81	101
54	100	74	82	101
55	102	77	83	101
56	107	80	84	101
57	112	82	85	101
58	117	84	86	101
59	121	86	87	101
60	121	88	88	101
61	121	91	90	101
62	121	94	92	101
63	121	97	94	101
64	121	100	96	101
65	121	105	98	101
66	121	110	100	101
67	121	115	102	101
68	121	121	104	101
69	121	127	105	101
70	121	133	106	101
71	121	137	107	101
72	121	137	108	101
73	121	137	110	101
74	121	137	112	101
75	121	137	114	101
76	121	137	133	101
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	



81	121	137	133
82	121	137	133
83	121	137	133
84	121	137	133
85	121	137	133
86	121	137	133
87	121	137	133
88	121	137	133
89	121	137	133
90	121	137	133
91	121	137	133
92	121	137	133
93	121	137	133
94	121	137	133
95	121	137	133
96	121	137	133
97	121	137	133
98	121	137	133
99	121	137	133
100	121	137	133
101	121	137	133
102	121	137	
103	121	137	
104	121	137	
105	121	137	
106	121	137	
107	121	137	
108	121	137	
109	121	137	
110	121	137	
111	121	137	
112	121	137	
113	121	137	
114	121	137	
115	121	137	
116	121	137	
117	121	137	
118	121	137	
119	121	137	
120	121	137	
121	121	137	
122	121	137	
123	121	137	
124	121	137	
125	121	137	
126	121	137	
127	121	137	
128	121	137	
129	121	137	
130	121	137	
131	121	137	
132	121	137	
133	121	137	
134	121		
135	121		
136	121		
137	121		

備考 この表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

(単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年兵庫県規則第80号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地公法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)第12条又は第13条第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第1項ただし書及び第7条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(号給の切替え等)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則別表第1の技能労務職給料表の適用を受けていた職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)及び号給(以下「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表に定める職務の級及び号給とする。

(給料に関する経過措置)

3 施行日の前日から引き続き技能労務職給料表の適用を受ける職員のうち、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(以下「切替前給料月額」という。)(第1条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則(以下「改正後の給与規則」という。))附則第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、切替前給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。))に達しないこととなる職員(知事が別に定める職員を除く。))には、令和10年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 施行日の前日から引き続き技能労務職給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。))について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、知事が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 施行日以降に新たに技能労務職給料表の適用を受けることになった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、知事が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

6 前3項の規定による給料を支給される職員に対する改正後の給与規則第10条第1項の規定によりその例によることとされる職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)第25条第5項(同条例第26条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定の適用については、同条例第25条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(令和4年兵庫県規則第48号)附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(退職手当の特例)

7 退職した者の基礎在職期間(改正後の給与規則第10条第1項の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)(以下「退職手当条例」という。))第7条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)中に、附則第2項の規定によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、切替前給料月額が退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、退職手当条例第3条から第5条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び切替前給料月額を基礎として、退職手当条例第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が退職手当条例第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

- イ 前号に掲げる額の切替前給料月額に対する割合
- 8 退職した者の基礎在職期間中に、附則第2項の規定によりその者の給料月額が減額されたことがあり、かつ、退職手当条例第5条の2に規定する特定理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、切替前給料月額が同条に規定する特定減額前給料月額（以下「特定減額前給料月額」という。）よりも多く、かつ、特定減額前給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、同条及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる額
- (2) 特定減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- ア その者が特定減額前給料月額に係る減額日（退職手当条例第5条の2に規定する減額日をいう。）のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、退職手当条例第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の特定減額前給料月額に対する割合
- イ 前項第2号イに掲げる割合
- (3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- ア 前項第2号アに掲げる割合
- イ 前号アに掲げる割合
- 9 退職手当条例第5条の3第1項に規定する定年前早期退職者に対する前2項の規定の適用については、附則第7項第1号中「及び切替前給料月額」とあるのは「並びに切替前給料月額及び切替前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」と、同項第2号中「退職日給料月額に、」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、」と、同号イ中「前号に掲げる額」とあるのは「その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び切替前給料月額を基礎として、退職手当条例第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額」と、前項第2号中「特定減額前給料月額に、」とあるのは「特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、」と、同項第3号中「退職日給料月額」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。この場合において、退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が10年を超えるときは、その年数を10年として計算するものとする。
- 10 前項の場合においては、退職手当条例第5条の3の規定は、適用しない。
- 11 退職手当条例附則第10条の規定にかかわらず、退職手当条例第3条第1項に規定する給料月額には、附則第3項から第5項までの規定により支給される給料を含むものとする。
- 12 附則第7項から前項までに定めるもののほか、これらの規定による退職手当に関して必要な事項は、知事が別に定める。
- （暫定再任用職員の給料月額）
- 13 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年兵庫県条例第39号。以下「定年条例等改正条例」という。）附則第2条第1項若しくは第2項、第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される技能労務職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、改正後の給与規則第4条第2項又は第9条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 14 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、

- 同項中「とする」とあるのは、「に、単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年兵庫県規則第80号）第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 15 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される技能労務職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、改正後の給与規則第4条第2項又は第9条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額、第2条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年兵庫県規則第80号。以下「改正後の勤務時間規則」という。）第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- （給料月額の特例の適用除外）
- 16 改正後の給与規則附則第4項から第6項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は定年条例等改正条例附則第9条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。
- （暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間等）
- 17 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の勤務時間規則第3条第3項、第4条第1項ただし書及び第2項ただし書、第5条第2項並びに第7条第1項の規定を適用する。
- （補則）
- 18 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則別表（附則第2項関係）

切 替 表

旧 号 給	新 級	新 号 給
1	—	—
2	—	—
3	—	—
4	—	—
5	—	—
6	—	—
7	—	—
8	—	—
9	1	1
10	1	2
11	1	3
12	1	4
13	1	5
14	1	6
15	1	7
16	1	8
17	1	9
18	1	10
19	1	11
20	1	12
21	1	13
22	1	14
23	1	15
24	1	16
25	1	17
26	1	18
27	1	19
28	1	20
29	1	21
30	1	22
31	1	23
32	1	24
33	1	25
34	1	26
35	1	27
36	1	28
37	1	29
38	1	30
39	1	31
40	1	32
41	1	33
42	1	34
43	1	35
44	1	36
45	1	37
46	1	38
47	1	39
48	1	40
49	2	1
50	2	2
51	2	3
52	2	4
53	2	5
54	2	6
55	2	7
56	2	8
57	2	9
58	2	10
59	2	11
60	2	12

61	2	13
62	2	14
63	2	15
64	2	16
65	2	17
66	2	18
67	2	19
68	2	20
69	3	5
70	3	6
71	3	7
72	3	8
73	3	9
74	3	10
75	3	11
76	3	12
77	3	13
78	3	14
79	3	15
80	3	16
81	3	17
82	3	18
83	3	19
84	3	20
85	3	21
86	3	22
87	3	23
88	3	24
89	3	25
90	3	27
91	3	29
92	3	31
93	4	1
94	4	2
95	4	3
96	4	4
97	4	5
98	4	6
99	4	7
100	4	8
101	4	9
102	4	10
103	4	11
104	4	12
105	4	13
106	4	14
107	4	15
108	4	16
109	4	17
110	4	18
111	4	19
112	4	20
113	4	21
114	4	22
115	4	23
116	4	24
117	4	25
118	4	26
119	4	27
120	4	28

121	4	29
122	4	30
123	4	31
124	4	32
125	4	33
126	4	34
127	4	35
128	4	36
129	4	37
130	4	38
131	4	39
132	4	40
133	4	41
134	4	42
135	4	43
136	4	44
137	4	45
138	4	46
139	4	47
140	4	48
141	4	49
142	4	50
143	4	51
144	4	52
145	4	53
146	4	54
147	4	55
148	4	56
149	4	57
150	4	58
151	4	59
152	4	60
153	4	61
154	4	62
155	4	63
156	4	64
157	4	65
158	4	66
159	4	67
160	4	68
161	4	69
162	4	70
163	4	71
164	4	72
165	4	73
166	4	74
167	4	75
168	4	76
169	4	77
170	4	78
171	4	79
172	4	80
173	4	81
174	4	82
175	4	83
176	4	84
177	4	85

201	4	13
202	4	15
203	4	17
204	4	19
205	4	21
206	4	23
207	4	26
208	4	28
209	5	1
210	5	2
211	5	3
212	5	4
213	5	5
214	5	6
215	5	7
216	5	8
217	5	9
218	5	10
219	5	11
220	5	12
221	5	13
222	5	14
223	5	15
224	5	16
225	5	17
226	5	18
227	5	19
228	5	20
229	5	21
230	5	22
231	5	23
232	5	24
233	5	25
234	5	26
235	5	27
236	5	28
237	5	29
238	5	30
239	5	31
240	5	32
241	5	33
242	5	34
243	5	35
244	5	36
245	5	37
246	5	38
247	5	39
248	5	40
249	5	41
250	5	42
251	5	43
252	5	44
253	5	45
254	5	46
255	5	47
256	5	48
257	5	49
258	5	50
259	5	51
260	5	52



261	5	53
262	5	54
263	5	55
264	5	56
265	5	57
266	5	59
267	5	61
268	5	63
269	5	65
270	5	66
271	5	67
272	5	68
273	5	69
274	5	70
275	5	71
276	5	72
277	5	73
278	5	74
279	5	75
280	5	76
281	5	76
282	5	76
283	5	76
284	5	76
285	5	76
286	5	76
287	5	76
288	5	76
289	5	76
290	5	76
291	5	76
292	5	76
293	5	76
294	5	76
295	5	76
296	5	76
297	5	76
298	5	76
299	5	76
300	5	76
301	5	76
302	5	76
303	5	76
304	5	76
305	5	76
306	5	76
307	5	76
308	5	76
309	5	76